一、被申請人は申請人Aに対し金二五七、二九二円を、申請人Bに対し金二六三、五八二円を、それぞれ仮に支払え。 二、申請費用は被申請人の負担とする。

理 由

第一、当事者の求める裁判

一、申請人ら

主文第一項同旨の裁判。

二、被申請人

「申請人らの申請を却下する。申請費用は申請人らの負担とする。」との裁判。 第二、当裁判所の判断

一、疎明により一応認められる事実

疎明ならびに審尋の全趣旨によればつぎの事実が一応認められる。すなわち、 (一) 被申請人は肩書地に本社を置き、東京都、大阪市等に支社を設けてテレビ・ラジオの民間放送を営む株式会社である。

申請人両名はいずれも被申請人に雇用された従業員であり、昭和四一年一〇月一日当時申請人Aは本社テレビ進行部に、同Bは本社報道部にそれぞれ所属していた。また、申請人両名は被申請人の従業員をもつて組織されている高知放送労働組合(以下単に組合という。)の組合員であり、かつ、昭和四一年一〇月一日当時いずれも右組合の執行委員であつた。

(二) 被申請人は昭和四一年一〇月一日付をもつて、申請人Aに対しては大阪支社営業部へ、同Bに対しては東京支社営業部へそれぞれ配置転換を命じたが、申請人両名ならびに組合は、右配置転換命令は組合執行部の壊滅と組合の崩壊とを意図したもので、不当労働行為に該当するものとしてこれを拒否した。しかし、当時組合の財政逼迫などの事情もあつて、そのころ申請人両名は右配置転換命令に対し異議をとどめつつも一応右の各新任地に赴いた。 (三) 昭和四二年に至り、組合社長の持ちに対しる第2日間の表表である。

(三) 昭和四二年に至り、組合は被申請人を相手どり高知地方労働委員会(以下、高知地労委と略称する。)に対し、申請人らに対する前記配置転換命令がて昭和四年二月二六日被申請人に対し、「被申請人は申請人の加速を記憶を原職に復帰させなければならない。」との趣下、地労委に復帰させなければならない。」との趣下、地労委にを発した。被申請人は右救済命令を不服として中央労働委員会(日高を発した。被申請人は右救済命令を不服として中央労働委員会(日本の労委を名。)に再審査を申立ををする旨のの命令を対し、中労委の右命令を支持して被申請人の再審査申立を表するとともに、中労のはいずれも同方に対しを表するとと、同裁判所に対し、中の判決が確定するとの利用ののものでは、前記行政事件の判決が確定を用したが、日東京地方裁判所に対し、前記行政事件の判決が確定を用したがの日末のでは、前記行政事件の判決が確定を用したがのは、前記行政事件の判決が確定を用したがのは、前記行政事件の判決が確定を用したがのは、前記行政事件の判決が確定を用したがのは、前記行政事件の判決が確定を用したがのは、前記行政事件の判決が確定を用したがのには、申請人のについては原職をの職種)に復帰された。

(四) 右緊急命令の送達を受けた被申請人は、昭和四五年一○月一二日付をもつて申請人両名に対し「東京地裁から一○月九日緊急命令の決定が送達された。会社としてはこの命令に従わねばならないのですみやかに本社に帰られたい。」との文言を記載した「通知」と題する書面を送付し、右書面はそのころ申請人両名に到達した。 (五) 被申請人会社の就業規則第四四条には「従業員が転勤または出張を命ぜら

(五) 被申請人会社の就業規則第四四条には「従業員が転勤または出張を命ぜられたときは、別に定める旅費規定によつて旅費を支給する。」とあり、右の条項に基づき定められた旅費規定には、被申請人がその従業員に転勤を命じた場合には赴任旅費・赴任手当・荷物輸送費等(以下、一括して赴任旅費等という。)を支給する旨定められている。そこで、被申請人から前記「通知」を受けた申請人両名は被申請人に対し、おのおのの現勤務地から本社へ復帰するについて右旅費規定に基づく赴任旅費等の支給を要求したが、これに対し被申請人は、緊急命令に従つて申請人らを本社へ帰すのは正規の人事異動ではなく、旅費規定に基づく赴任旅費等を支

給することはできないが、ただ異動に必要な旅費の実費を無利息で貸付ける用意があるとして拒否的態度に終始しているのである。しかして、仮に申請人らの本社復帰に右旅費規定が適用されるものとすれば、申請人らが支給を受けるべき赴任旅費等は、申請人Aについては金二五七、二九二円、同Bについては金二六三、五八二円となるのである。

二、被保全権利について

果してそうであるならば、申請人両名は被申請人に対し、赴任旅費等として、申請人Aについては金二五七、二九二円の、同Bについては金二六三、五八二円の各支給を受ける権利を有するものということができる。

三、保全の必要性について

申請人両名に本社へ復帰すべき義務が生じたことは既に認定したところから明と言ると、申請人らは賃金をもつて生計を維持している労働者にせるの資産もなく、本社復帰に伴う経費を一時的であるにせがあるにせがあるにせがあることがうかがわれるのみならず、被申請人らは変更を申請人らに送付し、すると、申請人らは本社復帰のには、申請人らは本社復帰のには、申請人らは本社復帰のには、申請人らは本社復帰のには、申請人らは本社復帰のによがあるにもかかわらず直ちに送付し、は、申請人らは本社復帰のによがあるにもかかわらず直ちに表決し、申請人らは本社復帰のにある思いるというであるに、後日これがため不測の不利益を蒙るおそのとといるは、後日これがため不測の不利益を蒙るおとしないのでは、後日これがため不測の不利益を表しても、ものではない。というである。被申請人に対し必要があるとしても、右の必要性は阻却されるものではない。の、結論

よつて、本件仮処分申請はいずれも理由があると認められるので、保証を立てさせないでこれを認容することとし、申請費用の負担につき民事訴訟法第八九条を適用して主文のとおり決定する。

(裁判官 安藝保壽 井筒宏成 鳥越健治)